

令和4年亀岡市議会定例会12月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表（第1条改正）

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の162.5、<u>12月に支給する場合においては100分の162.5</u>を乗じて得た額に在職期間に应ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の162.5、<u>12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に在職期間に应ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(給与の内払)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>

特別職で常勤のもの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表（第2条改正）

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の165</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表（第1条改正）

現 行	改 正 後 (案)																																																																																																																																																																																		
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">再任用職員以外の職員</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>146,100</td> <td>195,500</td> <td>231,500</td> <td>264,200</td> <td>289,700</td> <td>319,200</td> <td>362,900</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>147,200</td> <td>197,300</td> <td>233,100</td> <td>266,000</td> <td>291,900</td> <td>321,400</td> <td>365,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>148,400</td> <td>199,100</td> <td>234,600</td> <td>267,800</td> <td>294,000</td> <td>323,700</td> <td>367,900</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>149,500</td> <td>200,900</td> <td>236,200</td> <td>269,900</td> <td>296,000</td> <td>325,900</td> <td>370,500</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>150,600</td> <td>202,400</td> <td>237,600</td> <td>271,600</td> <td>297,900</td> <td>328,100</td> <td>372,400</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>151,700</td> <td>204,200</td> <td>239,300</td> <td>273,400</td> <td>300,000</td> <td>330,100</td> <td>374,900</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>152,800</td> <td>206,000</td> <td>240,800</td> <td>275,200</td> <td>302,200</td> <td>332,300</td> <td>377,200</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>153,900</td> <td>207,800</td> <td>242,400</td> <td>277,200</td> <td>304,200</td> <td>334,500</td> <td>379,700</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">再任用職員以外の職員</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>150,100</td> <td>198,500</td> <td>234,400</td> <td>266,000</td> <td>290,700</td> <td>319,200</td> <td>362,900</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>151,200</td> <td>200,300</td> <td>236,000</td> <td>267,700</td> <td>292,900</td> <td>321,400</td> <td>365,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>152,400</td> <td>202,100</td> <td>237,500</td> <td>269,200</td> <td>295,000</td> <td>323,700</td> <td>367,900</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>153,500</td> <td>203,900</td> <td>239,000</td> <td>271,000</td> <td>297,000</td> <td>325,900</td> <td>370,500</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>154,600</td> <td>205,400</td> <td>240,300</td> <td>272,700</td> <td>298,800</td> <td>328,100</td> <td>372,400</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>155,700</td> <td>207,200</td> <td>241,900</td> <td>274,500</td> <td>300,800</td> <td>330,100</td> <td>374,900</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>156,800</td> <td>209,000</td> <td>243,400</td> <td>276,300</td> <td>302,600</td> <td>332,300</td> <td>377,200</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>157,900</td> <td>210,800</td> <td>244,900</td> <td>278,300</td> <td>304,200</td> <td>334,500</td> <td>379,700</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700												
職員の区分			職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																																																									
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																																											
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																											
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900																																																																																																																																																																											
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500																																																																																																																																																																											
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900																																																																																																																																																																											
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500																																																																																																																																																																											
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400																																																																																																																																																																											
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900																																																																																																																																																																											
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200																																																																																																																																																																											
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700																																																																																																																																																																												
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																																																											
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																																											
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																											
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900																																																																																																																																																																											
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500																																																																																																																																																																											
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900																																																																																																																																																																											
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500																																																																																																																																																																											
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400																																																																																																																																																																											
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900																																																																																																																																																																											
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200																																																																																																																																																																											
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700																																																																																																																																																																												

9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000

9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000

47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
94		294,900	342,600	381,500	393,300		
95		295,200	343,100	381,900	393,600		
96		295,600	343,500	382,300	393,800		
97		295,800	343,700	382,600	394,000		
98		296,100	344,100	383,100	394,300		
99		296,500	344,500	383,500	394,600		
100		296,900	344,800	383,900	394,800		
101		297,100	345,100	384,200	395,000		
102		297,400	345,500	384,700			
103		297,800	345,900	385,100			
104		298,100	346,300	385,500			
105		298,300	346,800	385,800			
106		298,600	347,200	386,300			
107		299,000	347,600	386,700			
108		299,300	348,000	387,100			
109		299,500	348,500	387,400			
110		299,900	348,900	387,900			
111		300,300	349,200	388,300			
112		300,600	349,500	388,700			
113		300,800	350,000	389,000			
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					

85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
94		294,900	342,600	381,500	393,300		
95		295,200	343,100	381,900	393,600		
96		295,600	343,500	382,300	393,800		
97		295,800	343,700	382,600	394,000		
98		296,100	344,100	383,100	394,300		
99		296,500	344,500	383,500	394,600		
100		296,900	344,800	383,900	394,800		
101		297,100	345,100	384,200	395,000		
102		297,400	345,500	384,700			
103		297,800	345,900	385,100			
104		298,100	346,300	385,500			
105		298,300	346,800	385,800			
106		298,600	347,200	386,300			
107		299,000	347,600	386,700			
108		299,300	348,000	387,100			
109		299,500	348,500	387,400			
110		299,900	348,900	387,900			
111		300,300	349,200	388,300			
112		300,600	349,500	388,700			
113		300,800	350,000	389,000			
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					

	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、前項の規定にかかわらず令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(国の例引用)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表（第2条改正）

現 行	改 正 後 (案)
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
給料表			給料表		
職務 の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	職務 の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
	円	円		円	円
1	146,100	195,500	1	150,100	198,500
2	147,200	197,300	2	151,200	200,300
3	148,400	199,100	3	152,400	202,100
4	149,500	200,900	4	153,500	203,900
5	150,600	202,400	5	154,600	205,400
6	151,700	204,200	6	155,700	207,200
7	152,800	206,000	7	156,800	209,000
8	153,900	207,800	8	157,900	210,800
9	154,900	209,400	9	158,900	212,400
10	156,300	211,200	10	160,300	214,200
11	157,600	213,000	11	161,600	216,000
12	158,900	214,800	12	162,900	217,800
13	160,100	216,200	13	164,100	219,200
14	161,600	218,000	14	165,600	221,000
15	163,100	219,700	15	167,100	222,700
16	164,700	221,500	16	168,700	224,500
17	165,900	223,200	17	169,800	226,100
18	167,400	224,900	18	171,200	227,800
19	168,900	226,500	19	172,600	229,400
20	170,400	228,100	20	174,000	230,900
21	171,700	229,500	21	175,300	232,200
22	174,400	231,200	22	177,800	233,800
23	177,000	232,800	23	180,300	235,400
24	179,600	234,400	24	182,800	236,900
25	182,200	235,400	25	185,200	237,900
26	183,900	236,900	26	186,900	239,400
27	185,500	238,300	27	188,500	240,700

28	187,200	239,500
29	188,700	240,700
30	190,400	241,900
31	192,200	242,900
32	193,900	244,100
33	195,500	245,400
34	196,900	246,400
35	198,400	247,600
36	199,900	248,900
37	201,200	249,800
38	202,500	251,100
39	203,700	252,300
40	205,000	253,600
41	206,300	255,000
42	207,600	256,400
43	208,900	257,600
44	210,200	258,800
45	211,300	260,000
46	212,600	261,200
47	213,900	262,500
48	215,200	263,600
49	216,300	264,700
50	217,400	265,800
51	218,400	267,100
52	219,500	268,400
53	220,600	269,400
54	221,600	270,500
55	222,500	271,800
56	223,500	273,100
57	223,800	274,000
58	224,600	275,000
59	225,400	275,900
60	226,100	277,000
61	226,800	278,100
62	227,800	279,100
63	228,600	280,000
64	229,400	281,000
65	230,100	281,500

28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500

66	230,800	282,400
67	231,700	283,100
68	232,700	284,000
69	233,400	285,000
70	234,000	285,800
71	234,500	286,600
72	235,200	287,400
73	236,000	288,200
74	236,600	288,700
75	237,200	289,100
76	237,700	289,600
77	238,400	289,800
78	239,100	290,100
79	239,800	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800

66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800

104	298,100
105	298,300
106	298,600
107	299,000
108	299,300
109	299,500
110	299,900
111	300,300
112	300,600
113	300,800
114	301,000
115	301,300
116	301,700
117	301,900
118	302,100
119	302,400
120	302,700
121	303,100
122	303,300
123	303,600
124	303,900
125	304,200

備考 勤務条件を考慮し、市長が規則で定める職にある者の給料月額は、
この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

104	298,100
105	298,300
106	298,600
107	299,000
108	299,300
109	299,500
110	299,900
111	300,300
112	300,600
113	300,800
114	301,000
115	301,300
116	301,700
117	301,900
118	302,100
119	302,400
120	302,700
121	303,100
122	303,300
123	303,600
124	303,900
125	304,200

備考 勤務条件を考慮し、市長が規則で定める職にある者の給料月額は、
この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。）並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>3 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>

職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、<u>職員の定年等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に</u>係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該</u>職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年による退職等（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等（第6条－第9条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用（第10条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第11条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、<u>職員の定年等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年による退職等</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、<u>年齢70年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き</u>勤務させることができる。</p>

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(1) 業務の性質上、当該職員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生じること。

(2) 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生じること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項又は第2項の規定により引き続き勤務する職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が消滅したと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職に含まれる職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(1) 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)第9条に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に準ずる職として市長が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、他の職（法第28条の2第1項に規定する他の職をいう。第2号において同じ。）への降任等（降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をいう。以下この章において同じ。）であって、同項本文の規定によるもの（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職について適正を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で他の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職（法第28条の2第1項に規定する職をいう。以下同じ。）が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員については、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下

この条において同じ。)の末日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 業務の性質上、当該職員の他の職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生じること。

(2) 職務が高度に専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生じた欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な

障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5 任命権者は、前各項の規定により異動期間を延長する場合及び第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係

附 則
(施行期日)

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同項ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

3 第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日（令和6年3月31日、令和7年3月31日、令和8年3月31日、令和9年3月31日、令和10年3月31日及び令和11年3月31日に限る。）において管理監督職を占めているものに対する第4条の規定の適用については、同条第1項中「できる」とあるのは「できる。ただし、附則第3項に規定する職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」と、同条第2項中「定年退職日」とあるのは「定年退職日（附則第3項

に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職（法第28条の2第1項に規定する職をいう。）に係る異動期間の末日）」とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）年齢60年に達する日の属する年度の前年度（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に掲げる年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(1) 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用されたもの（次号に掲げる職員を除く。）
当該採用の日の属する年度

(2) 異動等により年齢60年に達する日の属する年度の前年度の末日を経過することとなった職員 当該異動等の日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。）並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備）

2 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和6年3月31日までの間に年齢60年に達する職員（当該職員が占める職に係る旧定年条例第3条の規定による定年が年齢60年である職員に限る。）に対し、新定年条例附則第4項の規定の例により、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するも

のとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

3 (略)

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に旧定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（次項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）に係る当該旧定年条例勤務延長期限までの間における同条第1項又は第2項の規定による勤務については、新定年条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 任命権者は、旧定年条例勤務延長職員について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新定年条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

6 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による勤務について準用する。

7 新定年条例第9条第1項の規定は、施行日において附則第4項の規定により同条第1項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。

8 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日か

ら基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項又は附則第4項若しくは第5項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 新給与条例附則第2項から第8項までの規定は、附則第4項又は第5項の規定により勤務している職員には適用しない。

10 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（次項並びに附則第12項、第15項及び第16項において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に設置された職及び組織の変更等により名称が変更された職にあっては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じたそれぞれの職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第4項又は附則第5項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第15項若しくは第16項の規定により採用することをいう。次項において同じ。）をされたことがあるもの

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に係る者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第10条の規定により採用された者のうち、新法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用されたことがあるもの

12 前2項の任期又はこの項（附則第17項において準用する場合を含む。以下この項から附則第14項までにおいて同じ。）の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

13 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績その他の規則で定める情報に基づき行うことができる。

14 任命権者は、附則第12項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

15 任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第10項各号に掲げる者のうち年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該

短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、常時勤務を要する職でその職務がこれらの短時間勤務の職と同種の職を占めていたとしたときにおける旧定年条例定年に準じたそれぞれの短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

16 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第11項に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第19項において同じ。）に達している者（新定年条例第10条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第12項から第14項までの規定を準用する。この場合において、附則第12項中「前2項」とあるのは、「附則第15項若しくは第16項」と読み替えるものとする。

18 新定年条例第10条の規定は、施行日以後に退職をした同条に規定する年齢60年以上退職者（次項において「年齢60年以上退職者」という。）について適用する。

19 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年

である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)
に、基準日の前日までに年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年条例第10条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職(当該規則で定める短時間勤務の職位あつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下_____給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）第15条に規定する時間外勤務手当、同条例第16条に規定する休日勤務手当及び同条例第17条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。）_____）の10分の1以下を減ずるものとする。_____</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）第15条に規定する時間外勤務手当、同条例第16条に規定する休日勤務手当及び同条例第17条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。））。以下この条において同じ。）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。）並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。</p>

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u> _____」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u> _____」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員等</u> _____については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員等</u> _____にあっては8日以上</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> _____」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> _____については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> _____にあっては8日以上</p>

日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員等)にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 (略)

(1) 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員等の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用する職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員等)にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 (略)

(1) 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員等の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤の職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。)及び臨時的に任用する職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定(「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。)並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。

2～19 (略)

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

20 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第

63号) 附則第4条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。) は、この条例による改正後の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例<u>第5条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例<u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p>
<p>(育児短時間勤務職員に係る給与条例の特例)</p> <p>第17条の2 育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(育児短時間勤務職員に係る給与条例の特例)</p> <p>第17条の2 育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第3項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等（職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）第17条の2に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）
第15条第1項	時間外勤務手当として支給する	時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で、正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第20条第4項及び第21条第3項	給料	給料月額を算出率で除して得た額
第20条第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第3項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等（職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）第17条の2に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）
第15条第1項	時間外勤務手当として支給する	時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で、正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第20条第4項及び第21条第3項	給料	給料月額を算出率で除して得た額
第20条第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

第20条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則
---------	----	------------------------

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条の2 短時間勤務職員についての給与条例の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第3項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）
第15条第1項	時間外勤務手当として支給する	時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第24条の2	<u>再任用職員</u>	短時間勤務職員

第20条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則
---------	----	------------------------

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条の2 短時間勤務職員についての給与条例の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第3項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）
第15条第1項	時間外勤務手当として支給する	時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第24条の2	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	短時間勤務職員

第24条の3

再任用短時間勤務職員

短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。）並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用される職員を除く。</u>）</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、<u>又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務する こととされている職員</p> <p>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。）並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>

4 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの）にあっては、3号給」とあるのは、「2号給」とする。

5～7 （略）
（通勤手当）

第12条 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。ただし、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の職員又は自転車、原動機付自転車若しくは二輪自動車を使用する職員にあっては、当該額の2分の1の額

ア～ケ （略）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を

4 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

5～7 （略）
（通勤手当）

第12条 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。ただし、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の職員又は自転車、原動機付自転車若しくは二輪自動車を使用する職員にあっては、当該額の2分の1の額

ア～ケ （略）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を

使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 （略）

（時間外勤務手当）

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たり給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) （略）

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を

使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 （略）

（時間外勤務手当）

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たり給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) （略）

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を

時間外勤務手当として支給する。

4 第1項及び第3項の規定により時間外勤務手当が支給される時間（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものをした時間を除く。第7項において同じ。）が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の150」とする。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該指定された時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（宿日直手当）

第18条（略）

2・3（略）

4 前3項の勤務は、第15条、第16条第3項及び前条の勤務には含まれないものとする。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第19条 第15条、第16条第2項、第17条及び第18条第1項の規定は、第9条に規定する職にある職員には適用しない。

時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 第1項及び第3項の規定により時間外勤務手当が支給される時間_____が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の150」とする。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該指定された時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（宿日直手当）

第18条（略）

2・3（略）

4 前3項の勤務は、第15条から前条までの勤務には含まれないものとする。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第19条 第15条から第17条まで及び第18条第1項の規定は、第9条に規定する職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(期末手当の支給制限)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

(期末手当の支給の一時差止め)

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項に

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(期末手当の支給制限)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

(期末手当の支給の一時差止め)

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項に

において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この現りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

4~7 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条_____においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員_____以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この現りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

4~7 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2（第4条関係）

職務の級別基準表

職務の級	職務基準
1級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務又はこれに相当する職務
4級	(1) 係長の職務又はこれに相当する職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務又はこれに相当する職務
5級	副課長の職務又はこれに相当する職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務
7級	部長の職務又はこれに相当する職務

別表第2（第4条関係）

職務の級別基準表

職務の級	職務基準
1級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務又は主任と同等の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	(1) 係長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務又は困難な業務を処理する主任と同等の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
5級	副課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
7級	部長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務

附 則

（亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

21 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（新定年条例第10条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される亀岡市一般職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

22 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき

定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

23 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前提任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される亀岡市一般職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前提任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

24 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第12条第2項並びに第15条第2項及び第3項の規定を適用する。

25 暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。

26 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年亀岡市条例第〇号）附則第10項、第11項、第15項又は第16項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

27 新給与条例第5条第2項から第7項まで、第10条、第11条及び第11条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額 _____」という。)にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

- 2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項 _____、第5条第1項及び第2項並びに第13条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む

_____。)に対する退職手当の基本額は、その者が _____ 次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（整理退職等の場合における退職手当の基本額）

第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又はこれに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で、任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、

給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額 _____」という。)にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

- 2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項、第5条第1項及び第2項並びに第13条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第16条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（整理退職等の場合における退職手当の基本額）

第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又はこれに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で、任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、

死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

（退職手当の調整額）

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(6) (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

（退職手当の調整額）

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(6) (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者 以外ののものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者 以外ののものでその勤続期間が0のもの 0
- (3) 自己都合退職者 でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者 でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日 以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他別に定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外ののものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外ののものでその勤続期間が0のもの 0
- (3) 自己都合等退職者 でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者 でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数

が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他別に定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを

希望する一定の期間内（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

5～9 （略）

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として別に定める者のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認

希望する一定の期間内（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が認めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が認める職員が市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～9 （略）

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として別に定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認

めたもの

(3)・(4) (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員」に

めたもの

(3)・(4) (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に

対する免職処分」という。)を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員 _____ に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2~6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員 _____ に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員 _____ に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2~6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該

対する免職処分」という。)を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2~6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には _____、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2~6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該

退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する亀岡市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事

退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する亀岡市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事

事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員_____に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員_____に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができ

事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員_____に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員_____に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができ

る。

6～8 (略)

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下「条例第1号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第1号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2_____の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第1号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条_____の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6・7 (略)

る。

6～8 (略)

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下「条例第1号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第9項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第1号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第12項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第1号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第10項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6・7 (略)

8 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの（アに掲げる者を除く。）

とする。

9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第10項」とする。

11 前2項の規定は、職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）第3条ただし書に規定する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

12 亀岡市一般職員の給与に関する条例附則第2項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

13 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることな

く勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第11項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

14 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「6月」とあるのは、「0月」とする。

医療業務従事職員以外の者	60歳
医療業務従事職員	65歳

15 当分の間、第5条第1項に規定する者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及びこれに準じる他の法令の規定により退職した者並びに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

16 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達

する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

28 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年亀岡市条例第〇号）附則第10項、第11項、第15項又は第16項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

29 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が認める職員に該当するに至った者について適用する。

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年亀岡市条例第30号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条の2、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条の2、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項<u>の規定</u>により採用された職員には適用しない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。）並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2～29 (略)</u></p> <p><u>(亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p><u>30 暫定再任用職員については、亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条の2、第7条の2及び第15条の規定は、適用しない。</u></p>

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（臨時職員を除く。以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第25条 第5条、第6条、第8条及び第18条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（臨時職員を除く。以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第25条 第5条、第6条、第8条及び第18条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。）並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2～30 (略)</p> <p><u>(亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>31 <u>暫定再任用職員については、亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第8条及び第18条の規定は、適用しない。</u></p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年亀岡市条例第38号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>新条例第2条第2項</u> _____ に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った場合（附則第3項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>新条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>新条例第3条</u>から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する<u>新条例</u> _____ 第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>職員の退職手当に関する条例第2条第2項</u> に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った場合（附則第3項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>同条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>同条例第3条</u>から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する<u>職員の退職手当に関する条例第7条の2</u>の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 1から3 (略)</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条から第5条まで</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3まで</u>の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第5条</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>7 条例第38号附則第6項の規定の適用を受ける職員で附則第4項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで</u>、条例第38号附則第6項並びにこの条例附則第4項から前項までの規定にかかわらず、その者につき条例第38号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と<u>新条例及び附則第4項から前項までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</u></p>	<p>附 則 1から3 (略)</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第9項若しくは第10項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条から第5条の3まで及び附則第9項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2及び附則第12項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第10項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>7 条例第38号附則第6項の規定の適用を受ける職員で附則第4項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで</u>、条例第38号附則第6項並びにこの条例附則第4項から前項までの規定にかかわらず、その者につき条例第38号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と<u>同条例及び附則第4項から前項までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</u></p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第3項から第5項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年亀岡市条例第38号。以下この条及び次条において「条例第38号」という。）附則第6項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下この条及び次条において「条例第1号」という。）附則第4項から第7項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年亀岡市条例第46号。以下この条及び次条において「条例第46号」という。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、<u>新条例</u>第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項から第5項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第38号附則第6項、附則第8条の規定による改正後の条例第1号附則第4項から第7項まで並びに附則第9条の規定による改正後の条例第46号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第3項から第5項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年亀岡市条例第38号。以下この条及び次条において「条例第38号」という。）附則第6項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下この条及び次条において「条例第1号」という。）附則第4項から第7項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年亀岡市条例第46号。以下この条及び次条において「条例第46号」という。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、<u>職員の退職手当に関する条例</u>第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項から第5項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第38号附則第6項、附則第8条の規定による改正後の条例第1号附則第4項から第7項まで並びに附則第9条の規定による改正後の条例第46号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 (略)</p>

第3条～第11条（略）

第3条～第11条（略）

亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第11条 実施機関は、第6条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に、公文書の開示の可否についての決定をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。ただし、前項の規定による補正に要した日数は、当該期間に算入しない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第11条 実施機関は、第6条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に、公文書の開示の可否についての決定をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求があった日の翌日から起算して44日を限度として、当該期間を延長することができる。ただし、前項の規定による補正に要した日数は、当該期間に算入しない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を書面により通知しなければならない。</p>

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年亀岡市条例第38号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(設置)</p> <p>第1条 亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号。以下「情報公開条例」という。）第17条第1項及び亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号。以下「個人情報保護条例」という。）第28条第1項 _____ の規定による諮問に応じて審査するため、亀岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(審査手続の併合又は分離)</p> <p>第4条の3 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る審査手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る審査手続を分離することができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定により事件に係る審査手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第74条の審査関係人をいう。以下同じ。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、必要があると認める場合には、諮問を受けた事件に関し、審査関係人にその主張を記載した書面又は資料（以下「主張書面等」という。）の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第5条の2 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、審査請求人（行政不服審査法第9条第1項の審査請求人をいう。）又は参加人（同法第13条第4項の参加人をいう。）（以下「審査請求人等」という。）は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号 _____）第17条第1項、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び亀岡市議会個人情報保護条例（令和〇年亀岡市条例第〇号）第45条の規定による諮問に応じて審査するため、亀岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(審査手続の併合又は分離)</p> <p>第4条の3 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る審査手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る審査手続を分離することができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定により事件に係る審査手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第74条の審査関係人をいう _____。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第5条 削除</p> <p><削除></p>

(主張書面等の提出)

第5条の3 審査関係人は、審査会に対し、主張書面等を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面等を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

<削除>

(提出資料の閲覧等)

第5条の4 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面等の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面等の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

<削除>

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(交付の方法)

第5条の5 前条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

<削除>

(1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(3) 電子情報処理組織(審査会の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う方法

(手数料)

第5条の6 第5条の4第1項の規定による閲覧に係る手数料は、亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第32号の規定にかかわらず、無料とする。

<削除>

2 第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、当該交付に係る手数料を納めなければならない。

3 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 前条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(手数料の減免)

第5条の7 審査会は、第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により前条第2項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

<削除>

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、第5条の4第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第5条の8 第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、第5条の6第2項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する

<削除>

費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(答申書の送付等)

第5条の9 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

<削除>

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関の諮問に応じて答申し、又は当該事項に係る機関に対して意見を述べることができる。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、情報公開制度_____の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関の諮問に応じて調査審議し、又は当該事項に係る機関に対して意見を述べるすることができる。</p> <p>2 審議会は、亀岡市個人情報保護法施行条例（令和〇年亀岡市条例第〇号）第7条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。</p> <p>3 審議会は、亀岡市議会個人情報保護条例（令和〇年亀岡市条例第〇号）第45条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。</p> <p>4 審議会は、個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関に対して意見を述べることができる。</p>

亀岡市行政不服審査に関する条例（平成28年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(手数料の減免)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる規定による交付を行う場合において、当該各号に定める者（以下「減免権者」という。）は、当該交付を受ける審査請求人（法第9条第1項の審査請求人をいう。）又は参加人（法第13条第4項の参加人をいう。）（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により前条第2項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該交付の求め1件につき2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 法第38条第1項 当該交付を行う審理員又は審査庁</p> <p>(2) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項 <u>審査会</u></p> <p>2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、前項に規定する交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を減免権者に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる規定による交付を行う場合において、当該各号に定める者（以下「減免権者」という。）は、当該交付を受ける審査請求人（法第9条第1項の審査請求人をいう。）又は参加人（法第13条第4項の参加人をいう。）（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により前条第2項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該交付の求め1件につき2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 法第38条第1項 当該交付を行う審理員又は審査庁</p> <p>(2) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項 <u>審査会又は亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年亀岡市条例第38号）第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審査会</u></p> <p>2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、前項に規定する交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を減免権者に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p>

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、<u>亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）</u>に基づき、公の施設の管理を通じて取得した個人情報を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づき、公の施設の管理を通じて取得した個人情報を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(設備の基準に関する経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）については、この条例の施行の日から当分の間、第10条第2項の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(支援の単位に関する経過措置)</u></p> <p>4 この条例の施行の際既存事業所については、この条例の施行の日から当分の間、第11条第4項（一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p><u>(運営規定に関する経過措置)</u></p> <p>5 この条例の施行の際既存事業所については、この条例の施行の日から当分の間、第15条第5号の規定は、適用しないことができる。</p> <p><u>(開所時間及び日数に関する経過措置)</u></p> <p>6 この条例の施行の際既存事業所については、この条例の成功の日から当分の間、第19条第1項第1号の規定は、適用しないことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(設備の基準に関する経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日から当分の間、第10条第2項、第11条第4項（一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。）及び第15条第5号の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第7条 市長は、第5条の規定により確認したときは、直ちに印鑑登録原票に必要な事項を登録しなければならない。</p> <p>2 印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 登録証番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民にあつては通称又は片仮名表記を含む。）</p> <p>(4) 生年月日</p> <p><u>(5) 性別</u></p> <p><u>(6) 住所</u></p> <p><u>(7) 登録番号</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを市長が証明する。</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録原票に登録されている印影を写した印鑑登録証明書を磁気ディスク等を用いて作成し、これを交付することにより行うものとする。</p> <p>3 前項に規定する印鑑登録証明書には、第7条第2項第3号から<u>第6号</u>までに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第7条 市長は、第5条の規定により確認したときは、直ちに印鑑登録原票に必要な事項を登録しなければならない。</p> <p>2 印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 登録証番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民にあつては通称又は片仮名表記を含む。）</p> <p>(4) 生年月日</p> <p><u>(5) 住所</u></p> <p><u>(6) 登録番号</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを市長が証明する。</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録原票に登録されている印影を写した印鑑登録証明書を磁気ディスク等を用いて作成し、これを交付することにより行うものとする。</p> <p>3 前項に規定する印鑑登録証明書には、第7条第2項第3号から<u>第5号</u>までに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>4 (略)</p>

ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)														
<p>(施設の構成)</p> <p>第3条 ガレリアは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) エイジレスセンター（あんしん長寿コーナー、<u>プレイルーム</u>、託児コーナー、<u>多目的フロア</u>等)</p> <p>(6) (略)</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="170 590 871 809"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あんしん長寿コーナー <u>プレイルーム</u> 託児コーナー <u>多目的フロア</u></td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用時間	あんしん長寿コーナー <u>プレイルーム</u> 託児コーナー <u>多目的フロア</u>	午前9時から午後5時まで	上記以外の施設	午前9時から午後10時まで	<p>(施設の構成)</p> <p>第3条 ガレリアは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) エイジレスセンター（あんしん長寿コーナー_____、託児コーナー_____等）</p> <p>(6) (略)</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1149 590 1850 809"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あんしん長寿コーナー _____</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>託児コーナー _____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用時間	あんしん長寿コーナー _____	午前9時から午後5時まで	託児コーナー _____		上記以外の施設	午前9時から午後10時まで
種別	使用時間														
あんしん長寿コーナー <u>プレイルーム</u> 託児コーナー <u>多目的フロア</u>	午前9時から午後5時まで														
上記以外の施設	午前9時から午後10時まで														
種別	使用時間														
あんしん長寿コーナー _____	午前9時から午後5時まで														
託児コーナー _____															
上記以外の施設	午前9時から午後10時まで														

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成14年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第2項に規定するもののほか、次に掲げる訪問看護を実施するため、亀岡市立病院に訪問看護ステーションを置く。</u></p> <p>(1) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護</u></p> <p>(2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護</u></p> <p>(3) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護</u></p>